

2024年2月9日
阪神バス株式会社

運転士不足による影響及び対応について

1. 現在の運転士の状況について

全国的なバス運転士不足が社会的問題となっており、弊社においても、運転士不足により一般路線バスの休止や減便を余儀なくされるとともに、コロナ過で一旦減便した空港リムジンバスや地方を結ぶ高速バスにおいても、最近の需要増加に応じて復便することができない状況である。(対2018年度比回復率:空港リムジンバス約57%、高速バス約76%)

弊社の運転士の充足状況は、下表の通り、必要要員数を確保できておらず、下記「2」のとおり運転士確保に取り組んでもなお、在籍人数は減少している。

表及びグラフについては、経営に関する情報が含まれるため、
尼崎市情報公開条例第7条第3号の規定に基づき、非公開とします

<在籍人数等>

同上

<採用状況>

同上

2. 運転士確保策について

当社では、運転士確保に向け、下記の対策を講じている。

- ・初任給の増額
- ・大型二種免許取得支援
- ・転居費用補助制度
- ・退職者復帰制度
- ・時給制社員制度
- ・大型バス運転体験会（自社単独開催、尼崎ドライブスクール様との共催）
- ・採用募集広告の露出拡大（ラジオCM、テレビCM、鉄道駅舎・車内つり広告等）
- ・行政関連施設での当社採用チラシの設置

処遇改善、就労支援、働き方の多様化、体験等、多種多様な取り組みを展開しているが、退職者数は入社人数を超え、在籍人数を維持できていない。

3. 一般路線バスにおける欠便について

当社では、4か所の営業所を有しており、全営業所において必要人員を確保できていない状況である。2023年6月7日には、急な体調不良者の発生等により、必要な出勤者数を確保することができず、一般路線バスにおいて合計51便を欠便する事態を惹起した。弊社では、本件を重く受け止め、予告のない急な欠便を今後惹起させないため、一般路線バスのダイヤ見直しを急務として取り組むこととした。

4. 2022年度以降に実施した一般路線バス（阪神線）の見直しについて

弊社では、従来弊社の自主路線として運行している「阪神線」と、2016年3月に旧尼崎市交通局から移譲を受けた「尼崎市内線」があり、早急な対応が必要であったことから、「阪神線」にて下記の通り、減便を行い、運転士約25名分の業務量を削減した。

- ・2022年5月23日 路線休止、減便
 - <休止路線> HAT 神戸線
 - <減便路線> 西宮神戸線
 - <減便数> 13 便
- ・2022年12月18日 一部区間の休止、減便
 - <一部休止> 尼崎芦屋線のうち、西宮～芦屋間を休止
 - <減便路線> 尼崎芦屋線
 - <減便数> 64 便
- ・2023年7月24日 減便（運行間隔を調整しない乗務員の乗務系統単位での減便）
 - <減便路線> 野田尼崎甲子園線、杭瀬宝塚線、尼崎宝塚線、武庫川団地線、高須東線、鳴尾浜線、誠成公倫会線
 - <減便数> 70 便

- ・ 2023年11月3日 減便（7月24日付減便の一部便の運行間隔調整）
 - <減便路線>野田尼崎甲子園線、尼崎西宮線
 - <減便数> 12便

- ・ 2024年1月13日 路線休止、減便
 - <休止路線>北大阪線、野田尼崎甲子園線
 - ※野田尼崎甲子園線のうち平日3便を甲子園浜田車庫線として運行
 - <減便路線>尼崎西宮線
 - <減便数> 54便※休止運行便数含む

- ・ 2024年2月23日 経路新設、減便
 - <経路新設>兵庫医科大学病院経由、西宮回生病院経由
 - <減便路線>西宮浜手線、マリナパーク線、西宮甲子園線（土休日のみの運行へ変更）、西宮浜甲子園線、西宮団地線、杭瀬宝塚線、尼崎宝塚線、伊丹立花線、宝塚甲子園線、安倉団地循環線、高須東線、鳴尾浜線、浜甲子園線、武庫川団地線
 - <減便数> 126便

5. 今後について

2. に記載した運転士確保等に加え、上記のとおり、阪神線の多くの路線で減便を行っているものの、依然として必要な運転士数を確保するには至っておらず（2024年1月時点での不足人数▲18名※長期欠務者含む）、予告なく急に欠便するリスクを抱えている。このような状況が続けば、尼崎市内線においても、いずれ減便は避けられない。一方で、ダイヤ変更にあたっては多くの作業があり時間を要することから、今後の運転士採用状況に改善が見られない場合は、「予告のない急な欠便」を避けるべく、運行間隔を調整しない乗務員の仕業単位での運休を行う予定である。運休便は概ね下記のような内容を想定している。

<運休対象便の考え方>

お客様へ与える影響が特に大きな下記の運行便を除いて検討

- ・ 社会的重要度が高い路線
- ・ 朝ラッシュ時間帯

<運休想定路線> 未決定かつ、HP等で公表しないという条件で提供された内容であるため、
 <運休想定本数> 尼崎市情報公開条例第7条第3号の規定に基づき、非公開とします

<実施時期> 未定（乗務員の充足状況により、実施の有無、実施時期を決定）

※上記は大凡の概要であり、運転士の充足状況に応じ、運休想定路線や運休想定本数が変更となる場合あり。

以 上